

改正会社法勉強会 ～どんなふうに変わるんだろう？～

新会社法と関係法律整備法が、昨年7月に公布され、本年5月の施行が予定されています。新会社法の施行は、会社の機関の選択や定款自治の範囲の拡大等会社経営上、更なる規制緩和を図っています。

AMS山梨青年部では、新会社法の概要と施行に合わせた対応について学ぶ機会をもうけました。

振興会会員皆様の多数のご参加をお待ちしています。

(社) 山梨県自動車整備振興会

A M S 山 梨 青 年 部

◇ と き 平成18年4月3日（月） 18:30～19:30

◇ と こ ろ 振興会大講堂

◇ 講 師 初鹿会計事務所 初鹿武仁 先生

◇ 参 加 料 無 料



準備の都合上、**3月20日**までにFAXにてご連絡下さい。

FAX: 055-263-4420

参加申込書

認証番号		事業所名	
参加者名		電話番号	